

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
図6-12 環境・エネルギー対策の強化アクションプログラム 図中の表現 <u>石油代替</u>	図6-12 環境・エネルギー対策の強化アクションプログラム 図中の表現 <u>再生可能</u>	エ、第1文の理由と同じ
オ．国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策 図6-13 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策 我が国の技術や経験をもとに、ミレニアム開発目標の達成に向け、我が国の貢献を一層促進するため、諸外国、国際機関等との連携促進、水道事業の運営基盤の確立支援、国際協力に貢献可能な人材を継続的かつ安定的に確保するための方策を着実に実施する。さらに、諸外国、国際機関等との連携による国際調和を図りつつ、水道事業者や水道関連企業が我が国の水道レベルにふさわしい国際競争力を獲得するための方策を着実に実施する。	オ．国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策 図6-13 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策 我が国の技術や経験をもとに、ミレニアム開発目標の達成に向け、我が国の貢献を一層促進するため、 <u>アジア・ゲートウェイ</u> 構想も踏まえて諸外国、国際機関等との連携促進、水道事業の運営基盤の確立支援、国際協力に貢献可能な人材を継続的かつ安定的に確保するための方策を着実に実施する。さらに、諸外国、国際機関等との連携による国際調和を図りつつ、水道事業者等や水道関連企業が我が国の水道レベルにふさわしい国際競争力を獲得するための方策を着実に実施する。	アジア・ゲートウェイ構想の追記 「水道事業者等」に統一
達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。	同左	
・海外からの水道分野の研修生を、ODAベースで今後10年間に約600人受け入れる。	同左	
・発展途上国等への派遣専門家（長期＋短期）を、今後10年間で約400人派遣する。	同左	
・すべての水道事業者で指標を用いて業務改善を行う。	同左	
また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。	同左	
◆アクションプログラム5：国際化・国際貢献の推進 国際協力人材バンクの設置等による専門家の養成、確保、研修員の受入に関する国内基盤の充実、水道と密接に関連のある下水道等の他の分野の関係機関との情報交換、戦略検討等を進めていく。	同左	
国際貢献を進めるために、また、国内水道界の技術力を高く維持、発展し続けるためにも、国際機関、諸外国の先進事例を積極的に取り入れることによる国内水道界の国際化、WHO、IWA等の国際機関の主催会議等における政策提案や情報発信、海外の新技術、評価手法等の導入促進に向けた検討、評価機関の設置等を進め、国際競争力を獲得するとともに国内政策へのフィードバックを図る。	国際貢献を進めるために、また、国内水道界の技術力を高く維持、発展し続けるためにも、国際機関、諸外国の情報を積極的に取り入れることによる国内水道界の国際化、第1回アジア・太平洋水サミットの成果を受けた、「ナレッジ・ハブ」の枠組みを活用したアジア地域の水管理・供給政策の立案支援に係る技術支援・人材育成・情報提供、WHO、IWA等の国際機関の主催会議等における政策提案や情報発信、海外の新技術、評価手法等の導入促進に向けた検討、評価機関の設置等を進め、国際競争力を獲得するとともに国内政策へのフィードバックを図る。	第1回アジア・太平洋水サミットの追記
図6-14 国際化・国際貢献推進方策アクションプログラム	図6-14 国際化・国際貢献推進方策アクションプログラム	

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
施策目標を達成するため、別紙1に掲げる、評価軸、規制軸、政策誘導軸、計画軸、及び連携軸からなる方策を、関係者の参加の下に実施する。	同左	
（3）制度的対応 総人口の減少、市町村合併、民間活力の活用を求める動き等の水道及び水道事業を取り巻く社会情勢の変化に伴って直面している課題に対処するため、水道法制度についても、 <u>所要の見直しを行う必要性に迫られている。</u>	（3）制度的対応 総人口の減少、市町村合併、民間活力の活用を求める動き等の水道及び水道事業を取り巻く社会情勢の変化に伴って直面している課題に対処するため、水道法制度についても、 <u>引き続き所要の見直しを行う。</u>	表現の修正
見直しが必要な事項は以下のとおりであり、別途の場を設定して、具体的な検討を行う。	同左	
・認可及び変更認可の要件を見直し、 <u>需要者の立場に立った事後規制とのバランスの取れた仕組みの導入</u>	・認可及び変更認可による <u>事前規制と事後規制とのバランスの取れた仕組みの導入</u>	表現の修正
・ <u>水質基準の新たな体系の導入</u>	・ <u>水質基準の定期的な見直し</u>	表現の修正
・施設、経営、技術的管理業務等の一体化を促進するための、 <u>新たな広域化制度の導入</u>	・ <u>新たな広域化を含め、施設、経営、技術的管理業務等の一体化を促進するための制度の導入</u>	表現の修正
・ <u>給水サービス水準の向上のための自主的で多様な取り組みを促す事業監督への移行</u>		他と重複するため削除
・小規模飲用井戸等の水道法規制対象外施設の衛生確保	同左	
また、政府の経済財政改革の中で水道の国庫補助金についても厳しい見直しがかけている。現在の国庫補助の考え方は、多大な投資を要するために個々の市町村では負担が困難な水源開発や広域的な事業を中心に行っている「高料金化の防止」と「国家的見地の施設整備」という2つの目的を併せて配慮した補助制度となっているが、厳しい財政事情に鑑み、より一層の重点化・効率化に配慮した補助制度の見直しを行う必要がある。	同左	
今後は、高料金化の防止、国家的見地の施設整備という従来の考え方を踏襲しつつ、本ビジョンに掲げられている未普及地域の解消、水道広域化、安全で快適な水の供給、地震等のリスク対策、環境保全への対応等の課題を解決し、目標を着実かつ早期に達成する方策のうち、水道事業者の通常の経営努力では対応することが困難な課題に対処するためのものについて、施設効率・経営効率が悪く独立採算による経営が困難な簡易水道等の事業者に配慮して重点的に取り組む。	今後は、高料金化の防止、国家的見地の施設整備という従来の考え方を踏襲しつつ、本ビジョンに掲げられている未普及地域の解消、水道広域化、安全で快適な水の供給、地震等のリスク対策、環境保全への対応等の課題を解決し、目標を着実かつ早期に達成する方策のうち、水道事業者等の通常の経営努力では対応することが困難な課題に対処するためのものについて、施設効率・経営効率が悪く独立採算による経営が困難な簡易水道等の事業者に配慮して重点的に取り組む。	「水道事業者等」に統一
（4）技術開発・技術者の確保 水道システムの高度化や情報化に加え、水道事業における若年技術者の減少が進んでいるため、技術レベルの向上や世代を越えた技術の継承が課題となっている。こうした中で、水道が、運営基盤整備、水道水質の向上、災害等における安	同左	

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
定給水、環境保全・国際協調への貢献等の課題に対処し、その役割を発揮するためには、国の研究機関をはじめとする各機関が、本ビジョンにも掲げられている諸問題の解決のために実施すべき研究課題を設定し、研究体制の整備を行いつつ、調査研究を実施することが不可欠である。		
水道事業者は、自らの施設の整備・改善、管理体制の見直し等のため、技術開発や調査研究に対する投資を確保し、研究開発を推進する必要がある。	水道事業者等は、自らの施設の整備・改善、管理体制の見直し等のため、技術開発や調査研究に対する投資を確保し、研究開発を推進する必要がある。	「水道事業者等」に統一
従来活発であった民間機関での技術開発は、経済状況の悪化に伴い、研究開発費の抑制を余儀なくされているが、水道事業者も交えた産学官連携による課題解決型の調査研究・技術開発の推進は、我が国の水道技術の発展はもとより、企業活動を活発化する効果が期待される。このため、新たな技術のデモンストレーション、モデル事業の実施等により、民間機関等で開発された新技術の普及促進を図り、技術開発の活性化を図る。	従来活発であった民間機関での技術開発は、経済状況の悪化に伴い、研究開発費の抑制を余儀なくされているが、水道事業者等も交えた産学官連携による課題解決型の調査研究・技術開発の推進は、我が国の水道技術の発展はもとより、企業活動を活発化する効果が期待される。このため、新たな技術のデモンストレーション、モデル事業の実施等により、民間機関等で開発された新技術の普及促進を図り、技術開発の活性化を図る。	「水道事業者等」に統一
さらに、水道事業等においては職務の啓発活動を効果的に行って人材を確保するとともに、より一層の人材活用のための職員教育及び訓練、国、民間機関、事業者、関連企業における研修の充実と有機的連携、研究の推進、人材の育成を行うための技術水準認定の仕組み等の充実等が必要である。	さらに、水道事業者等においては職務の啓発活動を効果的に行って人材を確保するとともに、より一層の人材活用のための職員教育及び訓練、国、民間機関、事業者、関連企業における研修の充実と有機的連携、研究の推進、人材の育成を行うための技術水準認定の仕組み等の充実等が必要である。	「水道事業者等」に統一
	<u>7. レビューに基づく水道施策の重点取組項目</u> <u>6に掲げた施策目標の達成状況や水道をとりまく環境の変化について平成 19 年度にレビューを行った結果、各施策目標の中でその達成は必ずしも容易ではないと考えられるものがあつた。本章では、平成 19 年度レビュー時点において、目標の達成状況が十分でないものについて、その状況を示すとともに、目標の達成に向けて、今後重点的に取り組むべき項目を示す。（各重点取組項目の推進にあたって中心的な役割を果たすべき主体を、各項目の最後尾に【 】内に明記している）</u> <u>（１）水道の運営基盤の強化</u> <u>水道用水供給事業を中心とする水道の広域化は概成していることから、次の段階の広域化を進めるべき段階にあり、その具体化に向けた検討の兆しが見られている。</u> <u>一方、新たな水道広域化について、検討のための手引きの策定などの取組は進展しているが、それを促進するための制度面の検討が十分進んでいない。特に運営基盤の脆弱な中小規模水道については、施設の共同管理等の維持管理強化に向けた各種手法の更なる検討を進めるとともに、その実現に向けた取組が必要であ</u>	

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
	る。市町村合併の進行に伴い、水道の事業規模の拡大が実質的に進展を見せているにもかかわらず、現在定義されている新広域化人口率は、水道広域化の目的である運営基盤強化との関連が明確ではないため、最適な指標となるよう、指標の再定義や見直し等が必要である。 また、立入検査の結果等では、事業規模により改善すべき事項の指摘件数に大きな差異が見られることから、その要因を的確に分析して、水道事業者等に求められている運営基盤の特性を事業規模等との関係等から明らかにしていく必要がある。 運営形態の選択について、他の水道事業者等や民間活力を活用できる新たな運営・経営手法に関する制度が着実に整備され、第三者委託やPFI等の各種手引きの策定や最適事業運営形態の検討手法に係る検討に進展が見られる一方、これら運営形態の導入による民間部門の業務評価を公正かつ技術的、客観的に行う仕組みの検討に関する取組は十分ではない。 公営企業としての経営の健全化に関する制度が整備され、財政指標の整備や情報開示など財政的な観点での経営の透明化が今後図られることとなる一方で、水道事業運営を技術的・専門的側面から客観的に業務評価する仕組みについては現在体系的なものはなく、今後検討が必要である。 水道事業者等への指導・監督の面では、厚生労働省の立入検査結果及び都道府県による立入検査の実施状況等を踏まえると、従来の立入検査を主体とした指導監督の枠組・手法を変えずに監督を強化するだけでは、需要等に信頼される持続可能な事業運営が十分確保できるとは必ずしも言えない状況にある。 また、技術者確保に関しては、施設の大量改築・更新や技術者の大量退職の前に、将来において現在と同水準の業務遂行に不安を抱える水道事業者等が少なく、その多くが対応策の検討・実践にまで至っていない。 施設の計画的整備・更新について、全国的に見て施設の老朽化が進んでおり、今後の更新需要ピークを勘案すると、施設の更新率は十分な水準にない。水道事業者等による取組支援として、施設の機能診断及び更新に関する手引き・指針が整備されているものの、一部の先進的な水道事業者等を除き、技術的な裏付けに基づく中長期的な改築・更新に向けた更新事業計画や財政計画（資金確保方策）の取組が不十分な水道事業者等が依然として多数存在する。 上記の状況を改善すべく、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。 ○運営基盤の強化を目的として、いわゆる垂直統合、水平統合に経営の一体化や管理の一体化などを加えた水道広域化を推進するため、広域的な視点で検討された都道府県版地域水道ビジョンの策定を推奨するなど制度面からの具体的な検討（新広域化人口の定義見直し等を含む。）を行う。【国／都道府県等】 ○水道事業に関する各種業務指標等と事業規模の関連性について分析・整理し	

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
	た上で、将来においても持続可能な水道の運営基盤を確保するための事業規模等について検討を進める。【国／都道府県等／水道事業者等】 ○水道事業の運営管理に係る民間部門の活用について、同部門の導入により技術水準が維持され、かつ、所期の目的が達成されているか否かを需要者等の理解が得られるよう、民間部門による業務を技術的、客観的に評価する仕組みについて検討する。【国／都道府県等／水道事業者等】 ○自己責任による水道事業運営の透明性を確保する観点から、内部機関や第三者機関等も活用しつつ、技術的、専門的見地から客観的かつ公正な業務評価を実施する仕組みについて検討する。【国／都道府県／水道事業者等】 ○今後、水道施設の将来の改築・更新需要のピークや技術者の大量退職を迎える中、安心・安定な水道水の供給を確保し、現在と同等の水準を確保すべく、水道事業者等自らによる水道技術の継承又は官官、官民等連携による技術者の育成・確保等に資する方策について検討を行う。【国／都道府県等／水道事業者等】 ○社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な水道事業運営を実現するために、事前・事後間でバランスの取れた行政システムの確立等に資するべく、認可等の要件見直しに係る検討・対応を随時行うとともに、事業運営状況をより適切かつ効率的に把握・評価・指導できる最適な事後監督手法について具体的な検討を進める。【国／都道府県等】 ○水道事業が受益者負担を原則としており、将来の改築・更新にあたって、住民等の需要者の理解を得ながら改築・更新費用の確保を図ることが重要であることを踏まえ、アセットマネジメント手法も導入しつつ、中長期的な視点に立った、技術的基盤に基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、更新積立金等の資金確保方策、改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供のあり方等について、具体的検討を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】 （２）安心・快適な給水の確保 給水停止に至る事故が毎年発生しているほか、飲料水に起因する感染症も簡易水道等で散発的に発生している状況にあり、異臭味被害については、改善傾向が鈍化している。水道水源流域等の関係者の連携の強化、利用者等に対しての水質管理の情報提供については、未だに十分な状況とはなっていない。 小規模施設の管理については、貯水槽水道では、簡易専用水道も含め管理状況の検査の受検率が低い状況にある。また、飲用井戸等における水質検査の受検率は依然として低く、水質検査が行われた飲用井戸等においては、水質基準に適合していないものが多数存在する。感染症の発生等の問題も起きているが、行政による施設数、水質管理状況の把握は困難な状況にある。	

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
	<u>一方、給水管・給水用具の信頼性の向上に係る方策についてみると、クロスコネクション等の事故事例が依然として見られる。鉛製給水管の布設替えについては全体としては進んでいるが、宅地部の鉛製給水管の布設替えは進んでおらず、また、公道部に設置されている鉛製給水管においては比較的進んでいるものの鈍化傾向にある。</u> <u>上記の状況を改善すべく、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。</u> <u>○水道水質管理の更なる徹底のため、水安全計画の普及・定着も含め、水道施設管理の適切性と透明性を一層高い水準で確保するための手法について検討を行う。【国】</u> <u>○異臭味被害のさらなる減少のため、原水水質など地域の状況に応じた高度浄水処理施設の導入等を引き続き推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】</u> <u>○水道水源の水質改善や水質監視・水質異常時の対応など、流域関係者の連携の強化に向けた具体的取組について検討を行う。【国／都道府県等／水道事業者等】</u> <u>○貯水槽水道の管理の体制、制度については、検査結果等の利用者への情報提供や、問題があった場合に円滑な改善を図る仕組み等について検討を行うとともに、直結給水への切替を促進する。【国／都道府県等／水道事業者】</u> <u>○飲用井戸等については、まずは、対象の重点化を図りつつ計画的に施設の把握を進めるための方策及び評価指標の検討を行うとともに、行政、飲用井戸等の設置者、管理者等関係者の連携を強化するための具体的方策について検討を行う。また、水質管理の向上のためには、利用者の関心を高めることが必要であることから、水質検査結果の利用者への提供等について検討を行う。【国／都道府県等】</u> <u>○逆流防止措置に関して引き続き調査、検討を進める。クロスコネクション防止に向け、危険性の高い施設を重点に啓発を図る。【国／都道府県等／水道事業者】</u> <u>○鉛製給水管の布設替え促進のため、総合的な布設替え事業を推進していく。特に水道事業者が比較的関与のしやすい公道部については、着実な布設替えが求められる。【国／都道府県等／水道事業者】</u> （３）災害対策等の充実 <u>基幹施設や基幹管路の耐震化については、対象となる総延長や総数の大きさに比べ数値に見える形で進んでいない状況であり、また水道事業者等において耐震化計画が十分に策定されていない状況も見られる。このようなことから各水道事業者等において、優先度・重要度を踏まえ目標年次までに 100%耐震化すべき施</u>	

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
	<u>設・管路を明らかにし、その確実な耐震化の実施を推進する。</u> <u>また、渇水対策については、近年の小雨化傾向とも相まって、水資源開発施設が当初計画された水量を安定して供給できなくなったり、渇水が頻発しているなど、水源確保が不十分な地域がある。</u> <u>相互連携、広域化による面的な安全性の確保、災害発生時の事後対策の充実については、貯留飲料水量は初期の必要量を確保できているものの、引き続き災害時の被害の影響範囲を軽減すること、応急給水拠点等への水の確保、応急復旧に必要な水の確保という観点から、基幹施設・基幹管路の耐震化、応急復旧・給水等の事後対策の一層の充実を図る必要がある。</u> <u>上記の考え方に沿って、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。</u> <u>○水道事業者等において耐震化事業を計画的に実施していくために、速やかに耐震適合性を評価するとともに、地域の実情を踏まえた上で、基幹施設や基幹管路など耐震化を優先的に実施すべき施設を考慮した耐震化計画の策定、実施に向けての取組を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】</u> <u>○耐震性が特に低い石綿セメント管について、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種・継手へ布設替えが図られるよう、取組を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】</u> <u>○耐震化がほとんど進んでいない水道事業者等にあつては、基幹施設や基幹管路などの重要な水道施設の耐震化に速やかに着手し、計画的な取組を進める。【水道事業者等】</u> <u>○耐震化の推進のためには需要者の理解を得る必要があり、特に重要な水道施設の耐震化の計画や状況について、需要者へのわかりやすい形での情報提供等を推進する。【水道事業者等】</u> <u>○近年の少雨化傾向等を踏まえ、地域の実情や特性に応じて水道水源開発等を計画的に進めるなど、渇水対策の充実を図る。【国／都道府県等／水道事業者等】</u> <u>○緊急時においても総合的にバックアップが図られるよう、水道事業者等の相互連携や緊急時用連絡管の整備も含め、災害発生時などの緊急時に必要な水を供給する応急給水体制や応急復旧体制の整備を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】</u> <u>○水道事業者等において危機管理マニュアル等の整備が促進されるよう、引き続き危機管理体制の整備を推進する。【国／都道府県等／水道事業者等】</u> <u>（４）環境・エネルギー対策の強化</u> <u>京都議定書の第１約束期間の開始に伴い、エネルギー消費産業としての側面をもつ水道事業においても地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。しかしなが</u>	

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
	ら、省エネルギー対策の指標である単位水量当たりの電力使用量は、近年やや上昇傾向にあり、今後更なる対策が必要である。特に、改築・更新の際に省エネ機器の導入に加え水道施設の最適配置を検討することにより、水道システム全体としての消費エネルギー最小化に努める必要がある。経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入は持続可能な事業運営の実現に不可欠な課題である。 水利用を通じた環境保全への積極的な貢献のためには、省エネルギー対策と併せて再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する必要があるが、再生可能エネルギー利用事業者の割合はほぼ横這いで推移しており、また、再生可能エネルギーによる電力使用量の割合も低い値となっている。 健全な水循環系の構築の指標として、有効率が挙げられるが、近年横這い傾向にある。老朽管路の計画的な更新等を推進するとともに、水道施設の老朽化や水道施設の事故割合等の検証など、有効率上昇の障害要因を更に分析する必要がある。有効率以外の指標についても、適切なものがないか更なる検討を行う必要がある。 <u>上記の状況を改善すべく、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。</u> ○「水道事業における環境対策の手引書」等を活用し、経済性との両立（持続可能な水道運営）に留意して、環境対策（資源の循環的利用、省エネルギー・再生可能エネルギー対策（地球温暖化対策）、水資源の有効利用等）に係る各種取組をより積極的かつ計画的に実施する。【水道事業者等】 ○水道事業者等における環境・エネルギー対策の各種取組事例及び実績等に関する情報の収集・分析を行い、事業規模・特性に応じた対策導入に関する情報を水道事業者等に提供し、水道事業者等の更なる取組促進を支援する。【国】 ○環境対策は他の施策と密接に関連し得ることを踏まえ、水道施設の最適配置、省エネ機器の使用、老朽管等の水道施設の計画的な更新、水安全計画の活用等、環境対策にも資する各種取組を積極的に推進する。【国／水道事業者等】 ○水道利用者に対して、水道水源の保全や環境・エネルギー対策に関する取組の現状や課題について情報を積極的に提供し、市民と一体となった取組の推進を図る。【国／都道府県等／水道事業者等】 （５）国際協力等を通じた水道分野の国際貢献 国際貢献の推進に関しては、ODA等による海外研修生の受入れや派遣専門家については相応の実績が見られるが、国際協力に貢献可能な人材を継続的かつ安定的に確保する体制の整備は十分な状況とはなっていない。 また、アジア・ゲートウェイ構想にあるように、水道産業界が途上国等の諸外国に対し積極的に関与し、市場に展開していくことで、日本の技術を海外の発展	

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
	<u>に寄与していくことが可能となるような体制の整備はようやく始まったばかりである。</u> <u>水道において世界的な国際化が進展している状況の中、WHO、IWA等の国際機関やISO等の国際的活動への一層の参加・貢献により、我が国の優れた水道文化・技術の情報発信とともに水道分野の国際調和を推進していくことが求められている。</u> <u>また、業務指標を用いた業務改善については、実施している水道事業者等は少数に留まっている状況である。</u> <u>上記の状況を改善すべく、以下に掲げる項目について重点的に取り組む。</u> <u>○これまで発展途上国に対する技術協力、政府開発援助はODAによる施設の整備に主眼が置かれていたが、施設の維持管理についても水道事業者等の連携のもと、民間活用・人材育成を行いつつ長期的なスパンで実施していくための具体的方策について検討を行う。【国／水道事業者等／水道関係団体／民間】</u> <u>○国際機関、国際的活動、他国等との連携、協力を一層強化するための取組を推進する。また、取組にあたっては、相手国の経済発展に対応した水道事業の育成を支援する国際協力の在り方を検討する。【国／水道事業者等／民間】</u> <u>○上記の取組等を踏まえ、アジア・ゲートウェイ構想に基づく水道業の国際展開について、相手国の経済発展の程度に応じた水道事業の育成を念頭に置きながら、積極的な取組を進める。【国／水道事業者等／水道関係団体／民間】</u> <u>○業務指標について国内でのより一層の活用やその有効利用方法の検討を進めるとともに、世界に誇るべき水道を構築してきた日本の指標が世界標準となるよう国際的な展開を進めていくための取組を進める。【国／水道事業者等／水道関係団体等】</u> <u>○世界的な水道の課題への取組を幅広い参加のもとで促進するとともに我が国の水道分野の国際的対応力を強化する観点から、JICA等政府間協力を通じた取組を推進することに加え、姉妹都市等自治体間の国際交流の機会を通じて水道の国際協力への取組を進める。【水道事業者等／水道関係団体等】</u>	
7. 関係者の参加による目標の達成	8. 関係者の参加による目標の達成	7の追加による章番号繰り下げ
	<u>（１）関係者の参加</u>	地域水道ビジョンの節を追加することを踏まえタイトルを新設
20 世紀の拡張期においては、行政の役割が大きく、行政の主導と牽引のもと、水道事業者や関係企業の努力によって我が国の水道が急速に発展してきた。利用者から量的にも質的にも高いレベルの給水サービスが求められる昨今では、水道事業者はもとより、ビル等の設置者、施設の管理者、行政（国、都道府県、市町村）、水道分野の技術者や研究者、水道関連の資機材等の製造業者、施工業者、	20 世紀の拡張期においては、行政の役割が大きく、行政の主導と牽引のもと、水道事業者等や関係企業の努力によって我が国の水道が急速に発展してきた。利用者から量的にも質的にも高いレベルの給水サービスが求められる昨今では、水道事業者等はもとより、ビル等の設置者、施設の管理者、行政（国、都道府県、市町村）、水道分野の技術者や研究者、水道関連の資機材等の製造業者、施工業	「水道事業者等」に統一

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
維持管理業者、コンサルタント等の民間事業者、市民団体やNPO等の参加のもとに、水道以外の分野の関係者とも十分な連携を図ることが不可欠である。 図7-1 関係者の参加による目標の達成	者、維持管理業者、コンサルタント等の民間事業者、市民団体やNPO等の参加のもとに、水道以外の分野の関係者とも十分な連携を図ることが不可欠である。 図7-1 関係者の参加による目標の達成	
給水サービスを提供する水道事業者は、施設の整備、管理体制の改善、技術の向上に対して常に積極的に取り組む必要がある。また、水道事業者は、対価を受けて給水サービスを提供する観点から、それぞれの地域の実態に即して望ましい給水サービスの水準と負担の在り方を需要者である国民との対話を通じて設定し、自らの意志と不断の努力で需要者の高い満足度を得ることが必要である。また、全国民がどこでも水道による給水サービスを受けられるよう、専用水道、貯水槽水道等の自家用水道の設置者にも利用者の視点に立った適正な管理を実現することが求められる。	給水サービスを提供する水道事業者等は、施設の整備、管理体制の改善、技術の向上に対して常に積極的に取り組む必要がある。また、水道事業者等は、対価を受けて給水サービスを提供する観点から、それぞれの地域の実態に即して望ましい給水サービスの水準と負担の在り方を需要者である国民との対話を通じて設定し、自らの意志と不断の努力で需要者の高い満足度を得ることが必要である。また、全国民がどこでも水道による給水サービスを受けられるよう、専用水道、貯水槽水道等の自家用水道の設置者にも利用者の視点に立った適正な管理を実現することが求められる。そのため、水道の利用者に対して、水道事業の施設の現況や活動、将来に向けた取組について、適切な情報提供に努めることが重要である。	「水道事業者等」に統一 情報提供の必要性を追加
国、都道府県及び市町村は、分担して水道事業者や自家用水道の設置者に対する必要な規制や監督、助言等を行い、より高い給水サービス水準への誘導を行う。また、水道事業者・施設間の広域的な連携、関係する民間部門との連携、他分野との連携による質的向上策を積極的に推進する。	国、都道府県及び市町村は、分担して水道事業者等や自家用水道の設置者に対する必要な規制や監督、助言等を行い、より高い給水サービス水準への誘導を行う。また、水道事業者等・施設間の広域的な連携、関係する民間部門との連携、他分野との連携による質的向上策を積極的に推進する。	「水道事業者等」に統一
我が国の民間部門は、我が国の水道の発展とともに成長し、高いレベルの技術水準にあるものであり、水道事業体における技術者不足や財政基盤の危機に対し、特定分野の専門家として、水道事業者・設置者とのより一層の連携のもとに、性能・品質のよい資機材や装置の提供、現場ニーズに即した新しい技術やシステムの開発、水道事業者の委託に対する高いレベルの施工・運転・維持管理の提供、基盤強化のための方策の提案等、従前にも増して重要な役割を果たすこと必要である。	我が国の民間部門は、我が国の水道の発展とともに成長し、高いレベルの技術水準にあるものであり、水道事業者等における技術者不足や財政基盤の危機に対し、特定分野の専門家として、水道事業者等・設置者とのより一層の連携のもとに、性能・品質のよい資機材や装置の提供、現場ニーズに即した新しい技術やシステムの開発、水道事業者等の委託に対する高いレベルの施工・運転・維持管理の提供、基盤強化のための方策の提案等、従前にも増して重要な役割を果たすことが必要である。	「水道事業者等」に統一 誤植の修正
需要者である国民は、給水サービスの価値に常に関心を払い、受益者として応分の負担を行うとともに給水サービス水準の決定に自らが積極的に参加する。また、供給される水道水の利用を通じて、地域の健全な水循環の構築、世界の水環境の改善に関心をもち、水環境の保全に積極的に貢献する。	同左	
	（2）地域水道ビジョン	地域水道ビジョンの節を追加
	我が国の水道が求められている諸課題に適切に対処していくためには、水道事業者等による積極的かつ計画的な取組が必要であり、水道事業者等が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須であることから、平成17年10月に「地域水道ビジョン作成の手引き」を取りまとめた。 本ビジョンに示した施策の着実な実施、目標の達成に向けて、各水道事業者等	地域水道ビジョンの作成推奨の追記

本文（旧）	本文（新）	追加修正の理由
	が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示すものとして、「地域水道ビジョン」の策定を推奨する。 また、水道事業者等が作成した「地域水道ビジョン」を踏まえ、水道整備基本構想等の的確な見直しに資するとともに、広域的な観点から、都道府県単位による管内の水道事業等を包括した「地域水道ビジョン」を作成することについても推奨する。	
8. スケジュール 施策群毎のスケジュールを別紙2に示す。 本ビジョンの目標年度（平成 25 年度）に向けて、段階的かつ着実な施策目標の達成を図る。 短期的には、直ちに行うべき方策の着手・実施を図るものとし、国においては必要な制度の見直しを行うとともに、調査研究、技術開発、モデル事業の実施等を積極的に進め、目標達成への軌道に乗せる。 中長期的には、必要な見直しを行いつつ、目標達成に向けた努力を傾注し、各施策目標の早期達成を図る。	9. スケジュール <u>平成 16 年 6 月の水道ビジョン策定において、段階的かつ着実な施策目標の達成を図るため、短期的な対応と中長期的な対応のスケジュールを示した。短期的な対応は水道ビジョン策定後 3 年以内の実行を目標としていたことから、平成 19 年度に施策の進捗状況のレビューを行うとともに、水道を取り巻く環境の変化について整理し、水道ビジョンを改訂した。</u> <u>今後は、各施策目標の早期達成を目指し、7 に示した各重点取組項目の着実な推進を図る。</u> <u>実施スケジュールを別紙に示す。</u>	7 の追加による章番号繰り下げ 平成 19 年度のレビューについて記載。今後、重点取組項目の着実な推進を図ることを明記。
図 8－1 水道ビジョン実施スケジュール	削除	スケジュールは別紙に記載。
9. フォローアップ 本ビジョンの施策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況について適宜レビューし、関係者の意見を聴取しつつ、施策・方策の追加・見直しを行うことが必要である。 当面、第 1 回のレビューは、本ビジョン策定後 3 年目を目途に行うものとする。	10. フォローアップ 本ビジョンの施策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、施策・方策の追加・見直しについて今後も適宜再検討を行うことが必要である。 <u>今回のレビューは、中長期的な対応に向けての施策の進捗状況などを適宜公表しつつ、適切な時期に行うものとする。</u>	7 の追加による章番号繰り下げ 一度見直しをしていることが分かる記載に修正。
		進捗状況の公表を追加。 今回のレビューは適切な時期に行うことを記載。